

October, 2018

IFRS第17号 IASB Board Meeting Flash

IFRS第17号の修正についてのIASBの検討事項



IFRS第17号に関する保険者の懸念及び適用上の課題について、IASBは多くの事項を検討している。

ハイライト

1. IFRS第17号の修正のための要件の設定
2. 審議された懸念及び適用上の課題
3. 適用日の検討
4. 次のステップ

IFRS第17号の修正のためにIASBが設定した要件は、IFRS第17号の修正による潜在的な利益と不利益のバランスをとることを目的としている。

IFRS第17号「保険契約」が初めて公表されて以降17ヶ月間において、IASBはIFRS第17号の適用状況のモニタリング及び支援を行っており、市場関係者の懸念及び適用上の論点について多くのことを学んだ。

2018年10月の会議において、IASBは、このような論点に対処することを目的に、初めてIFRS第17号の包括的な更新作業を行った。特に、IASBは、生じ得るIFRS第17号の修正を評価するための要件を設定し、保険者及び他の市場関係者が指摘した懸念及び課題についても審議した。

IASBは、このような懸念及び適用上の課題のいずれかによってIFRS第17号の（適用日を含む）修正が必要となるか否かを将来の会議で検討する予定である。

1. IFRS第17号の修正のための要件の設定

生じ得るIFRS第17号の修正を評価する際に、IASBは、変更の結果以下が生じないようにすることを意図している。

- 有用な情報が著しく損なわれること
- 保険者が適用に向けて費やしている継続的な労力を不当に中断すること
- IFRS第17号の適用日が不当に延期されること（IFRS第17号は、既存の広範な保険会計の実務における多くの不備に対処している）

有用な情報が著しく損なわれることを避けるために、IASBは修正によって以下が生じてはならないと考えている。

- 保険者の財務諸表における情報の目的適合性及び忠実な表現が損なわれること
- 比較可能性が損なわれ、IFRS基準（IFRS第17号を含む）内で不整合が生じること
- 財務諸表利用者にとって複雑性が増すことにより、理解可能性が損なわれること

これらの要件は、IFRS第17号の修正による潜在的な不利益がIFRS第17号の懸念及び適用上の課題を緩和することによる潜在的な利益を上回るか否かを、IASBが修正を行う前に検討することを示唆している。

上記の要件を設定することにより、IASBは、このような利益が不利益を上回る場合にはIFRS第17号を修正することもあり得ることを示唆している。ただし、数名のIASBメンバーは、IFRS第17号に変更を加えることには高いハードルがあること（すなわち、上記の要件を満たすことは必要だが、それ自体では修正を担保するには不十分であること）を指摘している。

2. 審議された懸念及び適用上の課題

IASBは、25項目の特定の懸念及び適用上の課題について審議した。IASBは、各議題をさらに進展させるか否かについてIASBスタッフが予備的に検討していることや、生じ得る修正を検討するための要件に対するIASBの評価に言及した。

IASBは、特定の生じ得る修正については決定を下さなかったものの、審議において一部の議題（特に以下の事項）をさらに進展させることを示唆した。

- 保険リスクを移転する貸付金及びその他の形式の与信
- 契約の境界線外にある更新の獲得キャッシュ・フロー
- 契約上のサービス・マージン—一般的な測定モデルにおけるカバー単位
- 保有している再保険契約一元受保険契約が不利な場合の当初認識
- 資産グループ及び負債グループの別個の表示
- 移行時の修正遡及アプローチ

3. 適用日の検討

IASBは、市場関係者がIFRS第17号の適用日について以下の事項を懸念していることにも言及した。

適用期間が不十分では

一部の市場関係者は、IFRS第17号の適用日である2021年1月までに十分な時間がないという見解を示し、その適用日を1年間から3年間延期することを提案していた。

多くの市場関係者が、少なくとも1年間延期されれば有益であると考えており、延期を遅滞なく速やかに通達できれば有用であるとする意見も多かった。一部の市場関係者は、IFRS第17号の適用をさらに延期すれば、それに伴う便益がないまま適用に伴うコストが増大する可能性があるという懸念を示していた。

IFRS第9号の適用の一時的免除

支配的活動が保険に関連している保険者には、一定の要件を満たす場合に、2021年までIFRS第9号「金融商品」の適用の一時的免除を選択できる権利が付与されている。

一部の市場関係者は、IFRS第17号の強制適用日が延期される場合には、IASBは当該一時的免除の失効日の規定も変更すべきであると提案している。これにより、財務諸表作成者も利用者も、短期間のうちに二度にわたる大幅な会計処理の変更を被る事態が避けられることとなる。

一部のIASBメンバーは、当該一時的免除の失効日を変更することに難色を示している。

4. 次のステップ

IFRS第17号に修正を加える必要があるとIASBが最終的に決定した場合には、このような修正はIASBの基準の修正に関する通常のデュー・プロセスの対象となり、公開草案の作成等が行われることとなる。

次回のKPMGのウェブ掲載記事でも、このような重要なIFRS第17号に関する審議の最新動向を取り上げる予定である。次回のIASB会議は、2018年11月12日から16日に行われる予定である。

新しい保険契約基準に関するKPMGのすべての所見を閲覧するには、kpmg.com/ifrs17を参照のこと。

IASBの保険契約TRGで議論された適用上の課題についての詳細を知るには、kpmg.com/trgも参照のこと。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.